2026年11月10日

各　位

会 社 名　株　式　会　社　Ｕ　Ａ　Ｃ　Ｊ
代表者名　代表取締役 社長執行役員　田中　信二
（コード番号 5741 東証プライム）
問合せ先　ＩＲ・広報部長　須藤　元康
（ＴＥＬ　080-1367-0818）

ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者向け株式交付信託（株式給付型）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日開催の取締役会において、ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者向け株式交付信託（株式給付型）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本制度の導入趣旨及び制度の概要

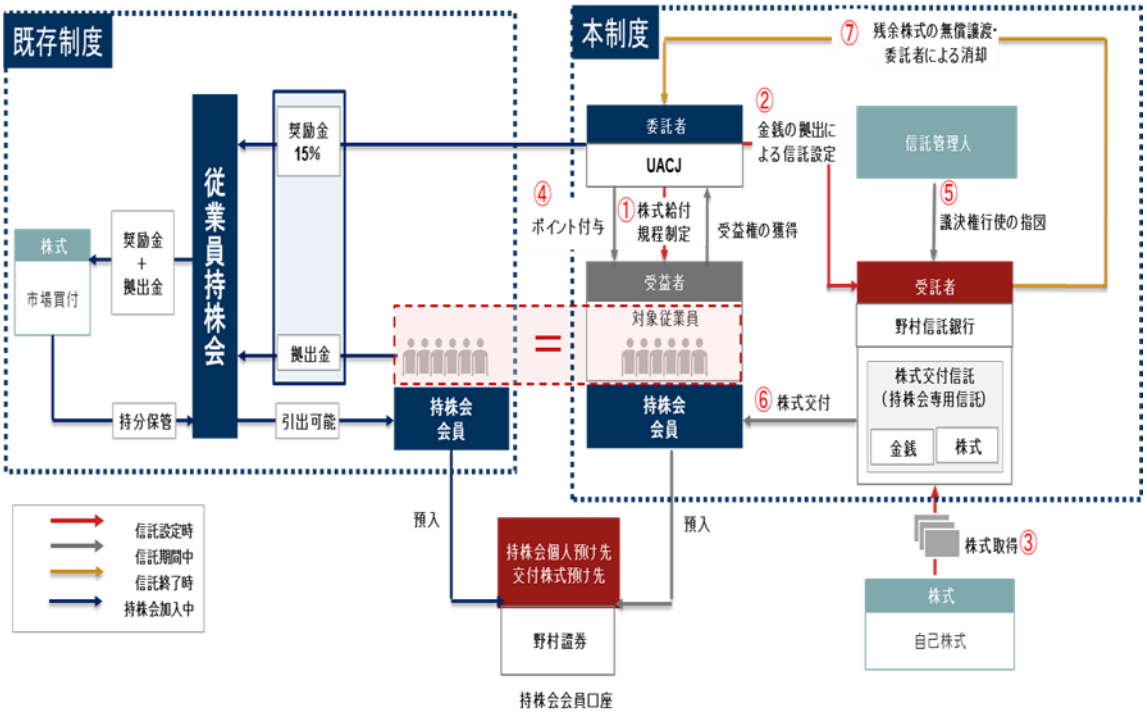
当社は2025年９月に当社グループの人的資本についての考え方「人を育み、人を繋いで、軽やかな未来を創る（通称：ＵＡＣＪピープルステートメント）」と「人的資本経営の全体像」を策定しました。これらを基に、従業員一人ひとりのWell-beingの向上と人材力、組織力の向上の好循環を起こすべく「組織づくり」、「人づくり」、「働く環境づくり」に取り組んでいます。

この度、当社は2026年11月10日開催の取締役会において、働く一人ひとりのWell-beingの向上に向けた人的資本投資の一環として、当社及び当社子会社の従業員のうち、ＵＡＣＪグループ従業員持株会に加入している者（以下「対象従業員」といいます。）に対し、本制度を導入することを決議いたしました。

本制度では、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得します。その上で当社が制定した株式給付規程（以下、「本規程」という。）に従い対象従業員に対してポイントを付与し、その後、本信託を通じて当該付与ポイント数に応じて当社株式の交付を4年毎に行うというインセンティブプランです。

本制度の導入を通じて、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めてまいります。

※ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者向け株式交付信託（株式給付型）の仕組みの概要



① 当社は対象従業員に対する株式給付規程を制定します。
② 当社は委託者として、野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）（受託者）に株式取得資金相当額の金銭を信託し、受益者要件を満たした対象従業員を受益者とする株式交付信託（他益信託）を設定します。
③ 野村信託銀行は今後交付が見込まれる相当株式数の当社株式を自己株式の処分により、一括して取得します。
④ ①の株式給付規程に基づき、当社は対象従業員に対し、将来交付する株式数を計算するためのポイントを付与します。
⑤ 本信託内の当社株式の議決権については、信託期間を通じ対象従業員より選定された信託管理人が対象従業員の意思を反映した指図を行い、野村信託銀行は当該指図に基づき議決権を行使します。
⑥ ①の株式給付規程の受益者要件を満たした対象従業員は、④で付与されたポイントに応じた数の当社株式の交付を受けます。
⑦ 本信託終了時に残余株式が生じた場合、当社に当該残余株式が全て無償譲渡され、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
※本信託終了時に生じた本信託内の当社株式以外の財産のうち、本信託に係る費用リザーブ金を超過する部分については、当社と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

２．処分の概要

（１）　処　分　期　日	2026 年 12 月 18 日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式　1,500,000 株
（３）　処　分　価　額	１株につき 1,776 円
（４）　処　分　総　額	2,664,000,000 円
（５）　処　分　予　定　先	野村信託銀行株式会社（ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者専用信託口） （当社の従業員　　4,625 名、当社子会社の従業員　　2,466 名） （注１）（注２）
（６）　そ　の　他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注１）本自己株式処分の形式的な処分予定先は、野村信託銀行株式会社（ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者専用信託口）との間で、当社を委託者、野村信託銀行を受託者とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象従業員への当社の普通株式の交付を行うために行われるものであり、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であるため、処分予定先には対象従業員を記載しております。なお、処分予定先に記載の対象従業員（当社の従業員及び当社子会社の従業員）の数は、2026 年９月末日時点での人数を見込みとして記載しているものであり、実際に当社株式の給付を受ける対象従業員の数は上記記載の数から増減する可能性があります。

（注２）対象従業員には、株式給付規程に基づきポイントが付与されますが、一定の受益者要件を満たした場合に、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受けることとなります。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に対象従業員に交付される当社株式の数は、その勤務実績等に応じて変動いたします。

３．処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度に基づき当社株式の保有及び処分を行うため、野村信託銀行株式会社（ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者専用信託口）に対し、自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には野村信託銀行株式会社（ＵＡＣＪグループ従業員持株会加入者専用信託口）を割当先として行われるものですが、当社又は当社子会社に対する役務提供の対価として対象従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

本自己株式処分における処分株式数1,500,000株は、本制度導入後に当社が制定した本規程に基づき算定される対象従業員に対し交付することが見込まれる当社株式の数に相当するもの（2027年３月末日で終了する事業年度から2030年３月末日で終了する事業年度までの４事業年度分）です。これは、2026年９月30日現在の発行済株式総数185,312,772株に対し0.81％（2026年９月30日現在の総議決権個数1,806,139個に対する割合0.83％（いずれも小数点第３位を四捨五入））となります。

当社は、本制度の導入は、対象従業員に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることにつながると考えており、また、当該目的に照らして、本自己株式処分による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

４．本信託の概要

（１）名称：従業員向け株式交付信託（株式給付型）
（２）委託者：当社
（３）受託者：野村信託銀行
（４）受益者：対象従業員のうち受益者要件を満たす者
（５）信託管理人：対象従業員より選定
（６）信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
（７）信託契約の締結日：2026年12月１日（予定）
（８）金銭を信託する日：2026年12月２日（予定）
（９）信託の期間：2026年12月１日から2027年３月31日（以降自動更新）

５．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

処分金額につきましては、恣意性を排除した金額とするため、2026 年 11 月９日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 1,776 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分金額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
１ヶ月（2026 年 10 月 13 日～2026 年 11 月９日）	1,933 円	△8.12％
３ヶ月（2026 年８月 10 日～2026 年 11 月９日）	2,158 円	△17.70％
６ヶ月（2026 年５月 11 日～2026 年 11 月９日）	2,464 円	△27.92％

本日開催の取締役会に出席した監査役５名全員（うち社外監査役３名）は、上記処分金額について、当該金額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

６．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上